業務－2017006
平成 29 年 6 月 9 日

小学校・中学校保護者　様

学校法人日出学園
学園業務部

小中学校等修学支援事業費補助金について

梅雨の候　保護者様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。平成 29 年度より小中学校等修学支援事業補助金制度が始まります。下記内容（別紙、リーフレットもご参照下さい）をご確認のうえ、該当される方は「千葉県私立小中学校等修学支援実証事業費補助金に係る受給資格認定申請書」等のご提出をお願いいたします。学園にて受給資格認定代理申請を致します。

記

○ 対象児童・生徒　※年収約 400 万円未満の世帯（ご両親の年収の合計金額）。
市区町村から発行される課税（非課税）証明書・所得証明書の「市区町村民税　所得割額」が 10 万 2,300 円未満の世帯。

○ 支給金額
児童・生徒一人当たり 10 万円（年額）

○ 提出書類
・「受給資格認定申請書」 記入方法（学園ホームページ参照）を参考に必要事項を記入してください。

・「29 年度課税（非課税）証明書・所得証明書」（市区町村役場にてお取りください。）
※ご両親ともに収入がある場合は、ご両親分（市区町村民税 所得割額が記載されているもの）。
※ご両親のうち、どちらか一方が扶養控除配偶者の場合でもご両親分ご提出いただければ確実です。

・「私立小中学校等に通う児童生徒の保護者の意識調査書」を封筒に封緘のうえ、学校名（日出学園小学校または中学校）保護者氏名（申請者の氏名）をご記入下さい。学園で申請書及び課税証明書等の確認は行いますが、調査書については確認しません。
※申請書及び調査書については、各学校ホームページの
「在校生・保護者の皆さま＞各種配布文書」
より印刷のうえ、ご記入下さい。

○ 提出期限　6 月 29 日（木）必着

○ 提出方法　任意の封筒に入れ、封緘のうえ、修学支援申請と明記して担任までご提出ください。

○ 還付方法　補助金は千葉県より学園が代理受領します。
代理受領後、授業料引落し口座へ振り込みます。

※　授業料が免除されている特待生は受給対象になりません。

お問合せは、学園業務部修学支援事業費補助金担当までご連絡ください。
℡　047―323―3000

私立小中学校等に通う児童生徒の保護者の方へ
平成２９年度よりスタートします！！

私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業

- 平成29年7月1日現在、私立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（小学部、中学部）に通っている児童生徒が対象です。

- 年収約400万円未満の世帯（※）が対象です。

※父母の両方が働き、高校生以上の子供がいない場合の目安であり、家族の状況により、この年収額は変わります。対象となるためには、保護者等の課税証明書（市町村役場、出張所等で発行）の**市町村民税の所得割額が、10万2，300円未満**であることが必要です。

- 年額10万円を支援します。
  ○　学校が代理受領し、授業料が減額されます！

注：　授業料等の金額が10万円を下回る場合、授業料等相当額まで支援。

- 文部科学省が実施する調査に協力いただきます。
  ○　支援を受けるための条件となります！

平成29年5月以降、各都道府県又は学校から、申請に必要な書類などについて、ご案内があります。

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

様式１

平成　　年　　月　　日

千葉県知事　鈴木 栄治 殿

千葉県私立中学校等修学支援実証事業費補助金に係る受給資格認定申請書

※必須項目

次の３点を確認の上、□にレ点を付けてください。

□ **この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。**
□ **この申請書に虚偽の記載があった場合は、千葉県の求めに従いその全額を即時返還します。**
□ **この支援を受けるために必要な調査（文部科学省が実施）に協力します。**

私立の小中学校等に通う児童生徒への授業料負担軽減のため、千葉県の実施する当該支援事業に申請します。

申請者住所等	〒 TEL（　　）　　－	ふりがな 申請者氏名	
児童生徒との関係	親権者 ・ 未成年後見人 ・ 未成年後見人である里親 ・ 主たる生計維持者 ・ その他（　　）		

【1. 対象となる児童生徒について】

ふりがな 氏名		生年月日	平成　　年　　月　　日
在学する学校 学校設置者名	学校法人 日出学園		
在学する学校 学校の名称	学校種： 小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 中等教育学校（前期課程） ・ 特別支援学校（小学部・中学部）		
在学する学校 学校の所在地	千葉 都道府県　市川 市区町村　菅野３－２３－１		
在学する学校 学年	年生		
過去の小中学校等における在学期間 ＊保育園、幼稚園の記載は不要	学校名 立	平成　年　月（入学 ・ 転入） ～ 平成　年　月（卒業 ・ 転出）	
	学校名 立	平成　年　月（入学 ・ 転入） ～ 平成　年　月（卒業 ・ 転出）	
	学校名 立	平成　年　月（入学 ・ 転入） ～ 平成　年　月（卒業 ・ 転出）	

【2. 保護者等の収入の状況について】

７月１日時点における保護者等の状況及び添付する最新の課税証明書等については次のとおりです。
（次の①から④までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

次の保護者等の課税証明書等を添付します。		
①	□	**親権者（両親）2名分** ※親権者が２名おり、市町村民税所得割を課されている場合、両親２名分の課税証明書等を添付してください。（ただし、親権者の１人が控除対象配偶者であり，市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件に影響 がない場合は②のアをチェックしてください。） ※親権者が２名おり、両方とも市町村民税所得割を課されていない場合、非課税であることが確認できる書類を提出してください。 ※親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していなかったため，市町村民税所得割額を課されていない場合は，日本にいる親権者の課税証明書のほか，海外での所得を証明できる書類を添付してください。 ※親権者全員が，課税期日に日本国内に在住していなかったため，市町村民税所得割を課されていない場合は，親権者全員の海外での所得を証明できる書類を添付してください。
②	□	**親権者1名分**　（アかイのどちらかの□にレ印を付けてください。） （親権者が，一時的に親権を行う児童相談所長，児童福祉施設の長である場合は，④の□にレ印を付けてください。）
		ア □　親権者の１人が控除対象配偶者であり，市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件に影響がないことが明らかな場合
		イ □　離婚，死別等により親権者が１人の場合
③	□	**未成年後見人□名分** 親権者が存在せず，未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は，全員分） （未成年後見人が，法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は，その者を除きます。） ※未成年後見人が，課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合は，未成年後見人の海外での所得を証明できる書類を添付する。
④	□	**生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分** ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合　等

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び児童生徒との続柄

氏名	児童生徒との続柄

氏名	児童生徒との続柄

【3. 確認事項】 ※必須項目

（次の事項を確認の上，□にレ印を付けてください。）

□　**千葉県が実施する、千葉県私立中学校等修学支援実証事業費補助金を授業料に充てるとともに，補助金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。**

学校受付日　　平成　　年　　月　　日（学校において記入。）

私立小中学校等に通う児童生徒の保護者の意識調査

本調査は、文部科学省が実施する「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業」によって授業料負担軽減のための経済的支援を受けることを希望される保護者の皆様にご協力をお願いするものであり、文部科学省において、保護者の皆様が義務教育段階で私立学校を選択した理由を把握し、今後の施策の検討の参考にすることを目的としております。

本事業の対象となるためには、本調査の１～７の項目（８は任意）に必要事項を記入し、学校に提出することが必要（※）ですので、必ず提出するようにしてください。（※対象となるためには、この調査票とは別に申請書を提出することが必要です。）

ご記入していただいた調査票は、ご自身で回収用封筒に密封の上、学校に提出していただくようお願いします。封筒は、文部科学省に到着するまで開封を禁止するなど、情報管理には万全を期するようにしております。

また、集計結果を公表する場合は、調査票に記入されたデータはすべて統計的に処理し、特定の個人を識別することはできないようにいたします。また、調査票は、集計が完了した後、速やかに溶解処分いたします。

この調査で記入いただいた情報は、当該調査の目的以外での利用はいたしません。（※所得の要件を満たさなかった等の理由により、対象とならなかった場合、ご提出いただいた本調査票は文部科学省で速やかに復元できない手段で廃棄いたします。）

１．児童生徒のご氏名・性別

ふりがな

（氏）＿＿＿＿＿＿＿＿　（名）＿＿＿＿＿＿＿＿　男　・　女

２．学校名

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３．学校のある都道府県

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４．学校種、学年

学校種（どれか１つに〇をする）：

小学校　・　中学校　・　義務教育学校　・　中等教育学校（前期課程）・

特別支援学校（小学部）・　特別支援学校（中学部）

学　年：＿＿＿＿＿年生

5．アンケートを記入されている保護者のご氏名、児童生徒との続柄

ふりがな

（氏）＿＿＿＿＿＿＿＿　（名）＿＿＿＿＿＿＿＿

続柄

＿＿＿＿＿＿＿＿

6．世帯の所得の状況（申請書に添付する課税証明書等の内容について記載）

市町村民税の所得割額（保護者等の合算額）＿＿＿＿＿＿＿＿円

収入額（保護者等の合算額）＿＿＿＿＿＿＿＿円

※課税証明書の給与収入額を合算した金額を記載

7．下記の選択肢 a～ｒのうち、義務教育段階で私立学校を選択した理由として当てはまるものを全て選択してください。（該当するアルファベットに〇をする）

a. いじめ等の被害の問題から、地元の学校には通わせたくなかったから
b. 外国語教育を含めグローバル化に対応した教育を行っているから
c. 学習指導・進路指導が充実しているから
d. 帰国子女等に対する日本語指導が期待できるから
e. 子供の自主性や創造性を伸ばす教育を行っているから
f. 地元の学校の生徒指導上の問題から、地元の学校には通わせたくなかったから。
g. 宗教的に特色のある教育を行っているから
h. 小中、中高、または小中高の一貫教育を行っているから
i. 進学実績が高いから
j. スポーツや芸術分野において特色のある教育を行っているから
k. 大学までの一貫教育が期待できるから
l. 男女別学教育を行っているから
m. 通学に便利な場所にあるから
n. 道徳教育や生活指導を重視した教育を行っているから
o. 発達障害等について障害に応じた特別な支援が期待できるから
p. 不登校に対する特別な支援が期待できるから
q. 理数教育において特色のある教育を行っているから
r. その他（理由：　　）

8．本事業について何かお気づきの点があれば、ご記入ください。（自由記述）

（　　）

様式１

※　記入方法　黄色部分にご記入してください。

記入例

平成　　年　　月　　日

千葉県知事　　殿

千葉県私立中学校等修学支援実証事業費補助金に係る受給資格認定申請書

※必須項目

次の３点を確認の上、□にレ点を付けてください。

□ この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
□ この申請書に虚偽の記載があった場合は、千葉県の求めに従いその全額を即時返還します。
□ この支援を受けるために必要な調査（文部科学省が実施）に協力します。

私立の小中学校等に通う児童生徒への授業料負担軽減のため、千葉県の実施する当該支援事業に申請します。

申請者住所等	〒 TEL（　　）　　－	ふりがな 申請者氏名	
児童生徒との関係	親権者 ・ 未成年後見人 ・ 未成年後見人である里親 ・ 主たる生計維持者 ・ その他（　　）		

【1. 対象となる児童生徒について】

ふりがな 氏名		生年月日	平成　　年　　月　　日
在学する学校 学校設置者名	学校法人　日出学園		
在学する学校 学校の名称	※小学校または中学校 学校種：　小学校 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 中等教育学校（前期課程） ・ 特別支援学校（小学部・中学部）		
在学する学校 学校の所在地	千葉　都道府県（○）　市川　市区町村（○）　菅野3-23-1		
在学する学校 学年	年生		
過去の小中学校等における在学期間 ＊保育園、幼稚園の記載は不要	学校名 立	平成　年　月（　入学 ・ 転入　） ～ 平成　年　月（　卒業 ・ 転出　）	
	学校名 立	平成　年　月（　入学 ・ 転入　） ～ 平成　年　月（　卒業 ・ 転出　）	
	学校名 立	平成　年　月（　入学 ・ 転入　） ～ 平成　年　月（　卒業 ・ 転出　）	

【2. 保護者等の収入の状況について】※黄色の部分にご記入下さい。

７月１日時点における保護者等の状況及び添付する最新の課税証明書等については次のとおりです。
（次の①から④までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

次の保護者等の課税証明書等を添付します。

①	□	**親権者（両親）2名分** ※親権者が２名おり、市町村民税所得割を課されている場合、両親２名分の課税証明書等を添付してく ださい。（ただし、親権者の１人が控除対象配偶者であり，市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件に影響 がない場合は②のアをチェックしてください。） ※親権者が２名おり、両方とも市町村民税所得割を課されていない場合、非課税であることが確認でき る書類を提出してください。 ※親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していなかったため，市町村民税所得割額を課されていな い場合は，日本にいる親権者の課税証明書のほか，海外での所得を証明できる書類を添付してくだ			
②	□	**親権者1名分**　（アかイのどちらかの□にレ印を付けてください。） （親権者が，一時的に親権を行う児童相談所長，児童福祉施設の長である場合は，④の□にレ印を付けてください。）			
		ア	□	親権者の１人が控除対象配偶者であり，市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件に影響がないことが明らかな場合	
		イ	□	離婚，死別等により親権者が１人の場合	
③	□	**未成年後見人□名分** 親権者が存在せず，未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は，全員分） （未成年後見人が，法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は，その者を除きます。） ※未成年後見人が，課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合は，未成年後見人の海外での所得を証明できる書類を添付する。			
④	□	**生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分** ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合　等			

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び児童生徒との続柄

氏名	児童生徒との続柄

氏名	児童生徒との続柄

【3. 確認事項】 ※必須項目

（次の事項を確認の上，□にレ印を付けてください。）

□　千葉県が実施する、千葉県私立中学校等修学支援実証事業費補助金を授業料に充てるとともに，補助金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日　　平成　　年　　月　　日（学校において記入。）

記入例

私立小中学校等に通う児童生徒の保護者の意識調査

本調査は、文部科学省が実施する「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業」によって授業料負担軽減のための経済的支援を受けることを希望される保護者の皆様にご協力をお願いするものであり、文部科学省において、保護者の皆様が義務教育段階で私立学校を選択した理由を把握し、今後の施策の検討の参考にすることを目的としております。

本事業の対象となるためには、本調査の１～７の項目（８は任意）に必要事項を記入し、学校に提出することが必要（※）ですので、必ず提出するようにしてください。（※対象となるためには、この調査票とは別に申請書を提出することが必要です。）

ご記入していただいた調査票は、ご自身で回収用封筒に密封の上、学校に提出していただくようお願いします。封筒は、文部科学省に到着するまで開封を禁止するなど、情報管理には万全を期するようにしております。

また、集計結果を公表する場合は、調査票に記入されたデータはすべて統計的に処理し、特定の個人を識別することはできないようにいたします。また、調査票は、集計が完了した後、速やかに溶解処分いたします。

この調査で記入いただいた情報は、当該調査の目的以外での利用はいたしません。（※所得の要件を満たさなかった等の理由により、対象とならなかった場合、ご提出いただいた本調査票は文部科学省で速やかに復元できない手段で廃棄いたします。）

１．児童生徒のご氏名・性別

ふりがな　もんか　　たろう

（氏）　文科　　（名）　太郎　　(男)・女

２．学校名

霞が関学園小学校

３．学校のある都道府県

東京都

４．学校種、学年

学校種（どれか１つに〇をする）：

(小学校)・中学校・義務教育学校・中等教育学校（前期課程）・特別支援学校（小学部）・特別支援学校（中学部）

学　年：　1　年生

5．アンケートを記入されている保護者のご氏名、児童生徒との続柄

ふりがな　もんか　はなこ

（氏）文科　（名）花子

続柄

母

海外に両親がいる場合（父母どちらかの場合も含む）、市町村民税所得割額を記入できないため、「なし」と記入。
それ以外は所得割額の合算額を記入。

6．世帯の所得の状況（申請書に添付する課税証明

市町村民税の所得割額（保護者等の合算額）　95,000　円

収入額（保護者等の合算額）　3,458,200　円

※課税証明書の給与収入額を合算した金額を記載

日本円以外での所得の場合は提出時点でのレートで換算した金額を記入。

7．下記の選択肢 a～r のうち、義務教育段階で私立学校を
ものを全て選択してください。（該当するアルファベッ

a. いじめ等の被害の問題から、地元の学校には通わせたくなかったから
b. 外国語教育を含めグローバル化に対応した教育を行っているから
c. 学習指導・進路指導が充実しているから
d. 帰国子女等に対する日本語指導が期待できるから
e. 子供の自主性や創造性を伸ばす教育を行っているから
f. 地元の学校の生徒指導上の問題から、地元の学校には通わせたくなかったから。
g. 宗教的に特色のある教育を行っているから
h. 小中、中高、または小中高の一貫教育を行っているから
i. 進学実績が高いから
j. スポーツや芸術分野にお　るから
k. 大学までの一貫教育が期
l. 男女別学教育を行ってい
m. 通学に便利な場所にあるから
n. 道徳教育や生活指導を重視した教育を行っているから
o. 発達障害等について障害に応じた特別な支援が期待できるから
p. 不登校に対する特別な支援が期待できるから
q. 理数教育において特色のある教育を行っているから
r. その他（理由：　）

該当するものすべてに〇を付けてください。

8．本事業について何かお気づきの点があれば、ご記入ください。（自由記述）